

No	部局名	所管課室等	様式3ページ	根拠法令	根拠法令(別府)	根拠条項	許可等の名称	審査基準【概要又は名称】	審査基準【様式4】	標準処理期間(日)【含む期間】	【経山機関】	標準処理期間(日)【経山機関】	【協議機関】	標準処理期間(日)【協議機関】	備考
	農林水産部	森林整備課		森林法	シリン勃	26の2-1 26の2-2	保安林の指定の解除	①保安林の転用に係る解除の取扱い要領(平成26年6月11日付け2林野治第1868号)	—	※	地方展開事務所(旭城事務所)				※ 予定告示まで概ね90日以内
1166	農林水産部	森林整備課	213-1	森林法	シリン勃	34-3	保安林内の立木伐採の許可	①森林法(昭和26年6月26日法律第249号) ②森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) ③保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)	—	※					※ ①公表期間満了から30日(皆伐) ②提出から30日(択伐(天然林))
1167	農林水産部	森林整備課	213-1	森林法	シリン勃	34-4	保安林内の立木伐採申請に係る伐採の面積又は数量を縮減しての許可	①森林法(昭和26年6月26日法律第249号) ②森林法施行令(抄)(昭和26年7月31日政令第276号) ③森林法施行規則(抄)(昭和26年8月1日農林省令第54号) ④森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) ⑤保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)	—	※					※ ①公表期間満了から30日(皆伐) ②提出から30日(択伐(天然林))
1168	農林水産部	森林整備課	213-1	森林法	シリン勃	34-5	保安林内の立竹の伐採、家畜の放牧、土地の形質変更等の許可	①森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) ②保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)	—	30					
1169	農林水産部	森林整備課	213-2	森林法	シリン勃	44	保安施設地区内の立木伐採許可	①森林法(昭和26年6月26日法律第249号) ②森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) ③保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)	—	※					※ ①公表期間満了から30日(皆伐) ②提出から30日(択伐(天然林))
1170	農林水産部	森林整備課	213-2	森林法	シリン勃	44	保安施設地区内の立木伐採申請に係る伐採の面積又は数量を縮減しての許可	①森林法(昭和26年6月26日法律第249号) ②森林法施行令(抄)(昭和26年7月31日政令第276号) ③森林法施行規則(抄)(昭和26年8月1日農林省令第54号) ④森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) ⑤保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)	—	※					※ ①公表期間満了から30日(皆伐) ②提出から30日(択伐(天然林))
1171	農林水産部	森林整備課	213-2	森林法	シリン勃	44	保安施設地区内の立竹の伐採、家畜の放牧、土地の形質変更等の許可	①森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) ②保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)	—	30					

※なお、標準処理期間には、申請者が申請書類及び申請内容を補正するために要した期間は含まれません。